

事務局長	係長	係

第6回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月4日(月) 午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室(2階)
3. 出席者 (8名)

委員	永尾 敏行	農地利用最適化推進委員	山崎 和幸
委員	山下 洋一	農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
委員	武村 哲也		
委員	竹下 砂男		
委員	梶原 一郎		
4. 欠席者 (2名)

委員	中島 英昭	農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
----	-------	-------------	-------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

委員	■番 ■■ ■■	委員	■番 ■■ ■■
----	----------	----	----------
 - 第2 【議案第6号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問について
 - 【議案第7号】 農地法第3条の規定による農地の貸借について(1件)
 - 【議案第8号】 非農地証明について(1件)
 - 【議案第9号】 農地売買等特例事業に係る農地の売買について(1件)
6. その他

農業新聞の推進活動について(佐賀県農業会議より説明)
7. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	千住 靖弘
係長	津野 弘樹
主事	竹下 裕哉

8. 会議の内容

(農業新聞の推進活動について佐賀県農業会議より説明)

事務局長 おはようございます。ただ今から令和5年第6回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第6号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第6号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。それでは、議案第6号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第6号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。以上で議案第6号の朗読及び説明を終わります。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第6号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にか

かる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて、議案第 7 号農地法第 3 条の規定による農地の貸借（1 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは 13 ページをご覧ください。
令和 5 年 11 月 20 日に申請があった分について説明させていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第 7 号農地法第 3 条の規定による貸借について内容を朗読及び説明】

それでは別紙の「3 条に係る意見書の許可基準調査書」をご覧ください。1. 権利の種類ですが、今回は使用貸借による権利となっております。続いて 2. 農地法第 3 条第 2 項該当の有無ですが、第 1 号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、既に借受人が中間管理事業を通し耕作しており、借受後も引き続き全ての農地において耕作すると認められることから、該当しません。第 2 号法人ではございません。第 3 号信託などではございません。第 4 号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合ですが、既に借受者が耕作を行っており、常時従事すると思われるので、該当しません。第 5 号、所有権以外の権利を有する者が、その農地を貸付、又は質入れをしようとする場合ですが、該当しません。第 6 号権利をしようとする者の、耕作内容、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合についてですが、周辺農地への支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われま

議 長 ありがとうございます。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 7 号農地法第 3 条の規定による貸借（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第 7 号農地法第 3 条の規定による農地の貸借について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまし

て、議案第 8 号非農地証明（1 件）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、21 ページをご覧ください。令和 5 年 11 月 16 日に申請があった非農地証明願（1 件）の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第 12 号非農地証明（1 件）についての内容を朗読及び説明】

今回の申請地は、時期不詳であるが、宅地の一角として利用されてきたものです。現在も引き続き宅地の一角として利用されており、字図上、土地の境界もなく境がわからないため「畑」として維持管理していくのは困難であり、非農地としての判断はやむを得ないと思われま

議 長

ありがとうございました。ご意見等ございましたか。

（意見・質問等なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 8 号非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

議案第 8 号非農地証明について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第 9 号農地売買等特例事業に係る農地の売買（1 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、26 ページをご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第 9 号農地売買等特例事業に係る農地の売買（1 件）について朗読及び説明】

申請地は 27 ページをご覧ください。

場所は、■■地区のハウス団地内にある農地となっており、今回はあっせんの申出ということになりますので、あっせん委員を決定したいと思いますが、■■担当地区の■■委員、■■委員にお願いしたいと思っております。よろしくお

議 長

ありがとうございました。何かあればお願いします。

（質問・意見等なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 9 号農地売買等特例事業に係る農地の売買（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 議案第 9 号農地売買等特例事業に係る農地の売買（1 件）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。
他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれをもちまして、第 6 回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、1 月 1 0 日（水）に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員